

介護サービス事業所・施設の皆様へ

災害に遭わないためには、早めに避難することが重要であることを機会を捉えて利用者に周知してください。
利用者の防災対策にご協力をお願いします。

広島県健康福祉局地域包括ケア・高齢者支援課

河川の氾濫や土砂崩れなどの自然災害から命や体を守るためには、災害が来る前に早めに避難することが極めて重要です。

平成30（2018）年の西日本豪雨災害では、避難が遅れて被災された人が多くいらっしゃいました。

貴事業所・施設の利用者が災害で人的被害を受けないよう、次のことについて、機会を捉えて利用者に周知して下さるようお願いいたします。

- ✓ いざという時にはどこに避難すればよいのか、市町が定めている避難場所を平時から把握しておくこと。
- ✓ 自力で避難することが難しく、誰かの援助が必要な人は、市町行政や地域の自主防災組織などに相談して、個別の避難計画を作成しておくこと。
- ✓ 災害の危険性が迫った場合に、市町から避難行動を呼びかける「警戒レベル」が発令され、その場合には、速やかに避難する必要があること。
警戒レベル3：避難準備・高齢者等避難開始
警戒レベル4：全員避難
警戒レベル5：既に災害が発生している状況。命を守るための最善の行動をとる。
- ✓ 避難場所までの移動が危険と思われる場合は、近くの安全な場所や自宅内のより安全な場所に避難すること。

また、利用者が通所や入所（入居）する事業所・施設においては、厚生省令の運営基準に規定されている非常災害対策を適切に実施してください。

なお、土砂災害警戒区域等の災害の危険性が高い地域や市町が定めている具体的な避難場所などの防災に関する情報については、インターネットから『広島県防災Web』や『広島県「みんなで減災」はじめての一步』をご参照ください。